



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流 ま 第 6 1 号
平成 3 0 年 3 月 1 6 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 0 年 2 月 1 5 日付け、流監第 7 7 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日・流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
都市整備部 まちづくり推進課	指摘 (1)	流山市占用料条例（平成13年流山市条例第19号）の改正があったにもかかわらず、改正前の金額で相手方に請求をしていた。また、還付処理はしたもののその後の調定手続が行われていなかった。適正な事務手続を徹底されたい。	条例改正があった際には、担当職員はもちろんのこと、課員全員に周知徹底を図ります。また、占用料改正に伴い還付処理は行っていましたが、調定手続を行っていなかったため、速やかに調定手続を行いました。今後については、チェックリスト等を作成し、適正な事務手続を行います。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。